

新型コロナ影響の生活資金・事業資金②

新型コロナウイルス感染拡大の影響による「生活資金」「事業資金」融資等のご紹介。各融資会場は混んできています。可否もありますが、まずは早めの相談が大切です。詳しくは、各窓口や厚木支部HP・FB、厚木支部（046-242-3992）に問い合わせください。

「新型コロナウイルス」の困難を力合わせて乗り越えよう。

生活資金

社会福祉協議会

厚木社協：046（225）2947
愛川社協：046（285）2111
清川社協：046（287）1118

緊急小口資金

総合支援資金

中央労働金庫

厚木市中町1-6-1
046（222）1511

住居確保給付金

厚木市：福祉総務課
046（225）2895
愛川町・清川村：県社協
045（311）8874

緊急生活応援ローン

4月20日から制度拡充。離職しなくても収入が減少し、収入基準額以下の収入であれば、**家賃の一部（上限あり）を3か月給付**（個人事業主も可）。自宅家賃のみ（事業所家賃不可）。例）4人家族全員で214,000円以下なら53,000円。267,000円以下なら一部。

無利子・無担保融資／1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方など／使い道：運転資金等、貸付期間：運転15年以内、5年据置／現在借りている場合、借り換えし金利引き下げが出来る場合あり／4/9・すでに混雑している。ネット申請、郵送申請も可。

貸付上限：最大20万円以内（個人事業主がいる場合）／対象者：休業等により収入減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸し付けを必要とする場合／無利子、1年間返済据置／償還時になお所得の減少が続く住民税非課税世帯は「償還を免除」。

貸付上限：（単身世帯）月15万円以内、（複数世帯）月20万円以内／対象者：収入減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の域に困難し、日常生活の維持が困難となっている世帯／ともに貸付期間は原則3月以内／無利子、1年間返済据置／10年返済。

最高100万円・最長10年／貸金・一時金切り下げ、収入減少等が発生した時（個人事業主や一人親方）。固定金利1.5%。担保不要。ろうきん指定の保証協会利用。保証料はろうきん負担。

融資上限3000万円、無担保、5年据置／【流れ】取引金融機関に書類作成相談→書類作成し、自治体に「セーフティネット保証認定」の申請→取引金融機関で申請／SN保証4号：前年同月比20%以上減少／SN保証5号：前年同月比5%以上／保証料：個人はゼロ（予定）、小中規模事業者は0～1/2／民間金融機関による信用保証付融資。

中小企業金融・給付金相談窓口
03-3501-1544

事業資金

日本政策金融公庫

厚木市中町3-11-21
046（222）3315

取引金融機関

基準を満たして、労使間の協定により労働者に賃金を支払ったときに事業所に**最大8,330円の助成金**／助成率：9/10（解雇等をしない場合）／計画届の事後提出を認める／リーマンよりも拡充。

雇用調整助成金

ハローワークあつぎ

厚木市寿町3-7-10
046（296）8609